国の債権に係る情報の公表

国土交通省　（自動車安全特別会計自動車検査登録勘定）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位：百万円）

	平成29年度								平成30年度								令和元年度							
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額
合　計	30,932	1	30,930	30,930	0	－	30,930	－	35,020	2	35,017	35,017	0	－	35,017	－	19,954	1	19,952	19,952	－	－	19,952	－
備　考	【前年度以前発生分】 損害賠償金債権　0 利息債権　0 【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権　28,348 免許料及び手数料債権　2,406			【前年度以前発生分】 返納金債権　0 【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権　28,348 免許料及び手数料債権　2,406					【前年度以前発生分】 損害賠償金債権　0 利息債権　0 【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権　30,504 免許料及び手数料債権　4,247			【前年度以前発生分】 返納金債権　0 損害賠償金債権　0 【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権　30,826 免許料及び手数料債権　2,085						【前年度以前発生分】 損害賠償金債権　0 利息債権　0 【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権　16,133 免許料及び手数料債権　3,673			【本年度発生分】 自動車検査登録印紙売払代債権　16,133 免許料及び手数料債権　3,673				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

（単位：百万円）

	平成29年度末現在額									平成28年度末現在額									令和元年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類																											
（款）　雑収入																											
（項）　雑収入	2	0	－	1	－	2	－	－	－	2	0	－	2	－	2	－	－	－	2	0	－	2	－	2	－	－	－
（目）　返納金債権	0	0	－	－	－	0	－	－	－	0	0	－	0	－	0	－	－	－	1	0	－	0	－	1	－	－	－
（目）　損害賠償金債権	0	－	－	0	－	0	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－
（目）　利息債権	0	－	－	0	－	0	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－
合　計	2	0	－	1	－	2	－	－	－	2	0	－	2	－	2	－	－	－	2	0	－	2	－	2	－	－	－

※1．計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
2．「特別会計に関する法律」附則第六十七条第一項第八号の規定により設置された自動車損害賠償保障事業特別会計が廃止されたことに伴い、同法附則第二百二十八条第七項の規定により自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十九年度末における権利義務は、本特別会計の本勘定に帰属した。
3．「特別会計に関する法律」附則第六十七条第一項第九号の規定により設置された自動車検査登録特別会計が廃止されたことに伴い、同法附則第二百四十七条第三項の規定により自動車検査登録特別会計の平成十九年度末における権利義務は、本特別会計の本勘定に帰属した。